


所管部課	市民部 産業振興課	部長	関 田 新 一		
件 名	東大和市農業委員会の選挙による委員の定数条例の全部改正について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1 要 旨</p> <p>東大和市農業委員会の選挙による委員の定数条例（昭和29年条例第7号）の全部を改正する。 東大和市農業委員会委員の定数は、15人（現16人）とする。</p> <p>(1) 主な改正点 平成27年9月農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い農業委員の選出方法がこれまでの選挙制と市町村長の選任制（議会・団体推薦の併用）から、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制となったことにより、定数を定める条例の全部を改正するものである。</p> <p>(2) 施行日 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 法改正にあわせて改正を行うことによって、新たな農業委員会制度への円滑な移行を図ることができる。</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成27年9月4日 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（農業委員会法を含む関係法の一部改正法）公布（平成28年4月1日施行） 条例の案文については、文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし。</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>平成28年第4回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。